解散公告

当社は、平成二十六年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

兵庫県洲本市桑間三二六番地の一

岩鼻冷蔵株式会社

代表清算人　岩鼻かよ子

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

岡山市北区本町二番一〇号

株式会社グランユニライフケアサービス

中国四国　代表清算人　林　健児

解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

香川県高松市東山崎町二五三番地一

株式会社ガトーよしだ

代表清算人　吉田　邦夫

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

香川県丸亀市土器町西六丁目一八一番地

京都あすか四〇七号

株式会社ファーム・ソレイユ四国

代表清算人　中井　明

解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

長崎県五島市吉久木町六九二番地一

有限会社平山ブロック

清算人　平山　良雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

熊本県八代郡氷川町立神二〇九五番地

株式会社宮ノ原建設

代表清算人　作村　桂子

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

大分県佐伯市大字鶴望二六四六番地一

有限会社昌備

清算人　田中　泰昌

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年一月九日各務原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

岐阜県岐阜市薮田南五丁目一四番一二号

鵜沼駅東部第二土地区画整理組合

代表清算人　藤吉　善弘

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十二月十八日延岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

宮崎県延岡市東本小路二番地一

延岡市多々良土地区画整理組合

代表清算人　新名　敏昭

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月十七日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

仙台市青葉区一番町二丁目五番一七号

一番町二丁目四番地区市街地再開発組合

清算人　山下　晴也

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月二十五日付東京都知事による解散認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

東京都新宿区西新宿八丁目一六番一―一〇〇四号

西新宿八丁目成子地区市街地再開発組合

代表清算人　小川　隆正

配当公告

横浜市港北区篠原北一丁目二八番四六号

破産者　松田　豊治

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十六年（フ）第四四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八九、一六一、八五六円

一、配当することのできる金額

金一二、〇八七、四九四円

平成二十七年一月二十九日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館九階　破産管財人　弁護士　武井　共夫

配当公告

福井県福井市二の宮四丁目一一番二二号

破産者　アイエフ産業株式会社

右の者に対する福井地方裁判所平成二十五年（フ）第一四二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六三六、一六三、一九六円

一、配当することのできる金額

金四六、四六七、七一四円

平成二十七年一月二十九日

福井県福井市春山二丁目二番一六号　前波法律事務所

破産管財人　弁護士　前波　裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬二五二番地二、最後の住所埼玉県児玉郡大字八日市七三九番地二いろりの友

被相続人　亡　須藤登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市堀之内一九一七番地、最後の住所千葉県香取市堀之内一四三八番地

被相続人　亡　木内與四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十九日

事務所千葉県香取市佐原イ一二〇番地五

北新ビル三〇一号　遠藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　龍一